

中山間地域等直接支払制度(第3期対策)の青森県最終評価

中山間地域等直接支払制度は、第2期対策（平成17年度～平成21年度）に引き続き、第3期対策が平成22年度～平成26年度の5年間実施されているが、その最終年に当たる本年度は、制度への取組状況や目標の達成状況について評価を行い、制度の成果と課題を取りまとめることとされている。

本評価は、第3期対策に取り組んでいる市町村が平成25年度末までの取組状況を取りまとめた「市町村最終評価」を基に、青森県全体の実施状況について評価するとともに、青森県における本制度第3期対策の成果と課題を分析したものである。

1 実施状況の概要（平成25年度末時点）

(1) 市町村数

全市町村	対象市町村	基本方針策定市町村	交付金交付市町村
40	32	31	31

(2) 協定数

区 分		協定数
全協定		596
単価別内訳	基礎単価協定 ^(注1)	196
	体制整備単価協定 ^(注2)	400
協定種類別 内 訳	集落協定 ^(注3)	589
	個別協定 ^(注4)	7

(注1) **基礎単価**：集落の将来像を明確化し、5年間の適正な農業生産活動等を行う場合の単価。体制整備単価の8割額。

(注2) **体制整備単価**：基礎単価の取組内容に加え、将来に向けた農業生産活動等の体制整備の強化を行う場合の単価。

(3) 交付面積等

区 分	面積(ha)
耕地面積 ^(注5)	155,900
中山間地域の販売農家経営耕地面積 ^(注6)	31,017
対象農用地面積	19,000
交付面積	11,275
交付面積のうち加算単価面積	3.6
規模拡大加算	1.2
土地利用調整加算	—
小規模・高齢化集落支援加算	2.4
法人設立加算	—
集落連携促進加算	—

(注3) **集落協定**：直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

(注4) **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する制度。

(注5) **耕地面積**：出典は農林水産統計平成25年度耕地面積

(注6) **中山間地域の販売農家経営耕地面積**：出典はセンサス2005

(4) 交付面積の内訳

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
協定別	集落協定	10,949	97.1
	個別協定	326	2.9
単価別	基礎単価	8,770	77.8
	体制整備単価	2,505	22.2
地目別	田	7,337	65.1
	畑	3,617	32.1
	草地	266	2.3
	採草放牧地	55	0.5
交付基準別	急傾斜	3,041	27.0
	緩傾斜	8,223	72.9
	小区画・不整形	—	—
	高齢化・耕作放棄率	11	0.1

(5) 交付金交付総額 約 9.9 億円 990,068,071 円 { 集落協定 979,845,757 円
個別協定 10,222,314 円

(6) 集落協定の配分割合

配分内容	配分金額
個人配分	488 百万円
共同取組活動経費	502 百万円

※ 交付金の交付額の概ね 2 分の 1 以上を個人配分に充てることが原則となっているが、協定参加者の合意と地域の状況によりこれまでどおりの配分が可能 (当交付金実施要領の運用 H23 から)

(7) 協定の概要

(ア) 集落協定の概要 (30 市町村)

① 集落協定参加農家数	14,375 人	※H25実施状況調査より	
② 1 集落協定当たり	参加者(農家)数	24 人	※H25実施状況調査より
	交付面積	18.6 ha	
	交付金額	166 万円	
③ 参加者(農家)1 人当たり	交付金額	68,163 円	
④ 1 市町村当たり	協定数	20 協定	
	交付面積	364 ha	
	交付金額	33 百万円	

(イ) 個別協定の概要 (6 市町村)

1 個別協定当たり	交付面積	46.6 ha
	交付金額	146 万円

2 第3期中間年評価結果のフォロー

(1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状

平成24年度に実施された中間年評価では、5市村10協定が要指導・助言協定であったが、その後各市村が指導・助言を行った結果、平成26年度までに目標達成がなされている。

(蓬田村) 1集落協定で農業生産活動の取組に遅れがあったが、代表者に指導・助言を行い、平成26年度に活動が実施されている。

(黒石市) 担い手の候補を明確化し、高付加価値型農業の準備がなされており、平成26年度に達成されている。(5集落協定)

(十和田市) 活動参加人数が少ない協定に対して、活動回数の増や日程調整する等の指導・助言した結果、現地確認時に活動の実施が確認されており、平成26年度に達成されている。(2集落協定)

(佐井村) 1集落協定で集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の進捗に遅れがあったが、指導と支援により平成26年度に達成されている。

(むつ市) 1個別協定で多面的機能増進活動の取組に遅れがあったが、景観作物の作付けに向けて耕起を行うよう指導し、平成26年度に作付けしている。

第3期中間年評価における要指導・助言協定数	10
平成26年度までに目標達成が見込まれる協定数(達成済)	10
引き続き、指導・助言が必要な協定数	0

3 交付金交付の効果等

(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

各集落協定に作成が義務付けられている「集落マスタープラン」は、集落の10年～15年後の将来像を明確化したもので、将来像を実現するための多様な活動方策が盛り込まれている。

将来像として、「集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備」(310協定)、「地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備」(246協定)などを掲げており、また、活動方策としては、「共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備」(389協定)、「認定農業者の育成」(109協定)、「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」(70協定)などに取り組んでいる。

当プランによって活動の目標が明確になり、各集落の計画的かつ確実な取組の実施につながっている。

【集落マスタープランに位置付けられている集落における将来像】

区分	協定数	比率
①集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備	111	14.5%
②集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備	310	40.5%
③地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備	246	32.2%
④その他	98	12.8%
計	765	

※複数テーマを選択している協定があることから集落協定数の計は589とならない

※出典は平成25年度実施状況調査

【集落マスタープランに位置付けられている将来像を実現するための活動方策】

区 分	協定数	比率
①協定農用地の拡大	44	5.2%
②機械・農作業の共同化等営農組織の育成	70	8.3%
③高付加価値型農業の実践	24	2.9%
④地場産農産物等の加工・販売	8	0.9%
⑤農業生産条件の強化	54	6.4%
⑥新規就農者の確保	13	1.5%
⑦認定農業者の育成	109	13.0%
⑧多様な担い手の確保	15	1.8%
⑨担い手への農地集積	15	1.8%
⑩担い手への農作業の委託	17	2.0%
⑪共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	389	46.3%
⑫その他	83	9.9%
計	841	

※複数テーマを選択している協定があることから集落協定数の計は589とならない

※出典は平成25年度実施状況調査

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

＜耕作放棄の防止等の活動＞

対象農用地の定期点検や草刈などの共同作業による、農地や法面の適切な管理、また、高齢化・後継者不足等で維持管理が困難となっている農用地の協定者間貸借などを進めることにより、各協定とも新たな耕作放棄の発生は見られず、耕作放棄地の発生防止に大きな効果があったと認められる。

さらに、1協定において農振農用地区域への編入実績が、また、2協定において実績値は低いものの既耕作放棄地の復旧実績があり、活動の効果が認められる。

個別協定においても、対象地域の農用地を借り受け、適切な管理を行っており、耕作放棄地の防止に効果があった。

区 分	集落協定	個別協定	計
①交付面積	10,949ha	326ha	11,275ha
②農振農用地区域への編入面積	3.7ha	—	3.7ha
③既耕作放棄地の復旧面積	0.3ha	—	0.3ha

<水路、農道等の管理活動>

各協定とも集落協定の締結を契機として、水路の泥上げや農道補修・草刈等の活動が、協定締結前より回数を増やして行われるようになってきており、水路が約 1,500km、農道が約 2,900km の管理延長が実現されている。

協定の中には、本制度への取組前には、水路等の管理が個々で行われ農業生産活動に支障をきたしている集落もあったが、これら水路・農道等の管理活動が活発化されることにより、農作業の効率化が図られ、農業生産活動を維持していく上で重要な役割を果たしているといえる。

個別協定においても、同様に水路・農道の管理が行われている。

区 分	集落協定	個別協定	計
①管理する水路の延長	1,538.9km	4.0km	1,542.9km
②管理する道路の延長	2,882.2km	2.6km	2,884.8km

<多面的機能を増進する活動>

多面的機能を増進する活動への取組が、中山間地域の農業・農村が有している多面的機能を農業者に再認識させるきっかけとなっており、実施地域では、農業生産の維持を通じて多面的機能を増進させている。

対象農用地周辺の林地の下草刈のほか、農地・農道沿いへの景観作物の作付けに取り組む協定が多く、また、イワナの放流活動に非農業者を含めた集落全体で取り組むなど、景観の保全や自然生態系の保全等に効果をあげている。

また、市民農園や学校教育等との連携による体験農園の開設や、グリーンツーリズム導入による農業体験民泊の取組も見られ、農家・非農家に関わらず、地域社会の連携と住民交流にも役立っている。

個別協定においては、周辺林地の下草刈が行われている。

【多面的機能増進活動の取組状況】

区 分	集落協定		個別協定		計	
	協定数	取組状況	協定数	取組状況	協定数	取組状況
①周辺林地の下草刈の取組協定数及び面積	405	125.7ha	1	0.1ha	406	125.8ha
②棚田オーナー制度の取組協定数及び面積	1	1.0ha	0	—	1	1.0ha
③市民農園等の取組協定数及び面積	13	29.3ha	0	—	13	29.3ha
④体験民宿の施設数	6	7 施設	0	—	6	7 施設
⑤土壌流亡に配慮した営農の取組協定数	17		0		17	
⑥景観作物の作付けの取組協定数	165		0		165	
⑦魚類・昆虫類の保護の取組協定数	22		0		22	
⑧鳥類の餌場の確保の取組協定数	1		0		1	
⑨粗放的畜産の取組協定数	0		0		0	
⑩堆きゅう肥の施肥、輪作の徹底、緑肥作物の作付けの取組協定数	76		0		76	
⑪その他活動等の取組協定数	14		0		14	
計	720		1		721	

※複数テーマを選択している協定があることから集落協定数の計は 589 とならない
 ※協定数の出典は平成 25 年度実施状況調査

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

<農用地等保全マップ>

本県では、集落協定全体の67%の394協定が体制整備に向けて取り組んでいる。

この394協定が取り組む「農用地等保全マップの作成及び実践」については、協定構成員の対象農用地への保全意識が向上するとともに、集落内の水路や農道の点検・管理について話し合いが行われ、災害が予想される危険箇所の事前巡回に役立っている地域もあり、補修すべき箇所や、危険箇所等についての意識づけや、改修計画等の管理に効果をあげている。

【農用地等保全マップに記載されている内容】

区 分	協定数	比率
①農地法面、水路・農道等補修・改良	379	82.2%
②既耕作放棄地復旧又は林地化	2	0.5%
③農作業共同化又は受委託等	19	4.1%
④自己施工の箇所、整備内容、受益農地	19	4.1%
⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	5	1.1%
⑥その他	37	8.0%
計	461	

※複数の内容をマップに記載している協定があることから、集落協定数の計は394とはならない

※出典は平成25年度実施状況調査

< A要件 >

本県で体制整備に向けた取組として、A要件を選択しているのは 71 協定であり、平成 25 年度実施状況調査によると、比較的多い活動は「認定農業者の育成」（64 協定）、「高付加価値型農業の実践」（19 協定）、「機械・農作業の共同化」（18 協定）となっている。

認定農業者の育成では、県全体の認定農業者数が減少傾向にある中で、育成人数は 57 人となっている。

高付加価値型農業の実践では、有機質肥料の導入、新品種の作付け（まっしぐらなど）、クリーンライス栽培などが行われている。

機械の共同利用により、協定締結前には行われていなかった農作業の共同化が行われるようになったほか、目標面積以上の成果を上げ、作業効率が向上した集落もある。

【A要件選択協定の取組状況】

区 分	取組状況	協定数	比率
①協定農用地の拡大 (本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	532ha	16	10.3%
②機械・農作業の共同化への取組面積	164ha	18	11.5%
③高付加価値型農業の実践への取組面積	6ha	19	12.2%
④地場産農産物等の加工・販売への取組数	5 取組	5	3.2%
⑤農業生産条件の強化への取組面積	166ha	18	11.5%
⑥新規就農者の確保人数	5 人	5	3.2%
⑦認定農業者の育成人数	57 人	64	41.0%
⑧多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	4ha	4	2.6%
⑨担い手への農地集積への取組面積	0ha	4	2.6%
⑩担い手への農作業の委託への取組面積	6ha	3	1.9%
計		156	

※A要件は2項目以上の活動項目を選択する必要がある

※協定数の出典は平成25年度実施状況調査

※参考【青森県における認定農業者数】

年 度	認定農業者数（うち法人数）	新規認定	備 考
平成 17 年度	4,583 (132)	1,035	第2期対策開始
平成 19 年度	8,502 (198)	1,186	〃 中間年
平成 21 年度	9,247 (213)	413	〃 最終
平成 22 年度	9,344 (231)	477	第3期対策開始
平成 24 年度	8,868 (251)	332	〃 中間年

※データは年度末現在

< B 要件 >

本県で体制整備に向けた取組として、B要件を選択しているのは1協定であり、その取組内容は「担い手集積化」である。

この協定においては、高齢化等により農業に従事することが困難な農家が生じている中、協定構成員同士で協力し合い、担い手への作業委託により農業生産活動を維持しており、担い手集積化の効果をあげている。

区 分	取組面積
①集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積	—
②担い手集積化への取組面積	3.4ha

< C 要件 > 【第3期対策新規措置】

本県で体制整備に向けた取組として、C要件を選択しているのは349協定で、そのうちC要件に位置づけた取り決めを実行したのは、65協定となっている。

あらかじめ、集団によりサポートすることを取り決めておくことにより、高齢者も積極的に協定に参加することが可能となり、協定に取り組みやすくなっている。

また、実際に農業生産活動等が困難となった農地を、集落ぐるみや組織が対応することで農業生産活動が継続されている。

以上のことから、当要件は非常に効果的である。

区 分	協定数
①集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	349
②うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	65

(4) その他協定締結による活動

<加算措置>

加算措置が適用される取組については、本県では、規模拡大加算に 1 協定、小規模・高齢化加算に 1 協定が取り組んでいる。

加算措置を設けることは、農家の取組意欲の向上が図られ有効であり、担い手への作業委託が促進され、耕作放棄地の発生の防止にその効果が認められる。

区 分	集落協定	個別協定	計
①規模拡大加算の実施面積	—	1. 2ha	1. 2ha
②土地利用調整加算の実施面積	—	—	—
③小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	2. 4ha	—	2. 4ha
④法人設立加算特定：農業法人設立数	—	—	—
⑤法人設立加算農業：生産法人設立数	—	—	—
⑥集落連携促進加算	—	—	—

<地域・集落の活性化>

大部分の集落では、住民間のつながりや集落活動に対する意識が強まり、集落内の話し合いが活発になったとの効果が出ており、本制度により集落内のコミュニケーションの向上が図られ、活性化に貢献していることが認められる。

その他、集落の伝統文化や行事等の復活・活性化、新品種作物の栽培、地域外との交流増加、女性や高齢者の積極的な活動参加等、集落機能の活性化において、多くの効果が見られる。

< 団地要件の緩和（飛び地関係） > 【第3期対策新規措置】

団地要件の緩和により、以前は協定に取り込めなかった小規模団地や飛び地を取り込んだことにより、さらに広範囲の農用地管理が可能となり、制度の効果が表れている。

区 分	取組状況
①団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地 （1ha未満の小規模団地や飛び地）の数	177 団地
②団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地 （1ha未満の小規模団地や飛び地）の面積	79.9ha

< その他 >

その他、以下のような評価や意見があった。

- ・5年間という継続年数は長いですが、集落協定はこの期間を耐えて、農地の維持に努力している。
- ・集落協定を基礎とした集落営農組織の設立、及び集落営農法人化が進行している。
- ・集落営農の組織化や法人化の優良事例として他の集落へ情報を提供することにより、集落営農組織化や法人化に向けた波及効果が期待されている。
- ・果樹栽培が盛んな中山間地では、雪対策が重要であり、多くの協定において除雪関係経費を支出している。
- ・冬期間に果樹の剪定作業を行うため、樹園地までの道路除雪が必要で、農業者個人では困難であるが、集落全体で除雪に取り組むことにより、農業生産の維持・継続に貢献している。

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

(1) 実施状況

1) 取組期間について

中山間地域の活性化、特に耕作放棄地の発生防止のため、本制度の継続が必要であるが、集落の高齢化や後継者不足がさらに進むことが想定され、5年間の協定期間は長く、今後の協定加入者の減少が懸念されるとの意見がある。

2) 高齢化の進行について

担い手が確保されている協定は、交付金を活用して集落の活性化に結びつけているが、高齢化が進む協定では、農業生産活動の維持が精一杯の現状にあり、これら協定の活動低迷も懸念されている。

本制度の実施によってその影響を緩和することはできても、高齢化そのものは急速に進んでおり、新たな対策が必要と考えられる。

(2) 交付金交付の効果等

1) 交付要件について

中山間地域等は自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であるが、制度上、傾斜地が交付対象となることから、同じ集落内で、耕作地の位置により、交付金をもらえる人と、そうでない人がいることから、一部に不公平感がある。

交付要件の拡大など、不公平感を緩和し、集落の一体感をさらに高めていくような方策が必要と考えられる。

2) 交付金の活用について

交付金の活用については、集落の農業生産上、または集落の活性化に寄与する使い方を尊重しているため、この面でかなりの効果がある。しかし、水路や農道の維持管理における資材費や日当などに交付金を充てている一部の集落においては、交付金がなければ維持管理が立ち行かない状態にあり、自立した地域振興まで達していない。

3) 協定違反の取り扱いについて

本制度では、5年間の協定締結期間中、協定農用地の一部でも耕作が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて交付金を遡及返還させるという仕組みになっており、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を上げている。

しかし一方では、高齢化等でリタイアした者をサポートするため、他の協定構成員の負担がさらに増大することが懸念され、地域外からの支援も得られるような取組が必要と考えられる。

なお、個別協定においては、特に課題は見あたらない。

5 事項毎の評価結果

(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

集落マスタープランに 5 年間の活動計画を定めたことにより将来の目標が明確になり、協定構成員の目標を共有して結束力が強まり、集落営農に対する意識も向上した。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

共同活動などに取り組むための話し合いの場が設けられたことにより、協定構成員の交流が深まり、さらに集落全体の結束も強まっている。

共同活動などを通じて、農地や水路・農道の保全が、農業だけではなく、多面的機能などの多様な効果をもたらすという、農地保全の重要性を再認識することにつながっている。

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

集落内で農業生産活動等の体制整備について話し合うことにより、機械や農作業の共同化や、新たな担い手の育成など、体制づくりが進められている。

高齢者が所有する農地を、集落でサポートするという取組が意識づけとなり、農地は集落にとって、また地域にとっても大切なものであり、集落が、または地域が自ら農地を守っていくという意識が向上している。

(4) その他協定締結による活動

<加算措置>

当県において、加算措置を受けている協定は、ごく少数であり、制度内容の周知等の対策を講じる必要があるが、高齢化や担い手不足で集落機能の低下している状況においては、加算措置に取り組めるような体制づくりが必要と考えられる。

<地域・集落の活性化>

集落における話し合いや取組を通じて、集落の非農家、また他集落や学校など地域との交流が集落の活性化につながっている。

< 団地要件の緩和（飛び地関係） > 【第3期対策新規措置】

小規模団地や飛び地は耕作放棄となる可能性が高いことが予想され、これらの農地を新たに協定に取り込むことにより、耕作放棄地の発生を防止しており、効果が高まっている。

< その他 >

その他、以下のような評価や意見があった。

- ・ 交付金により、草刈や泥上げが確実に同一時期に行われるようになり、水路や農道の管理が良くなった。
- ・ 協定で取組を決めたことで、取り決め内容を守るために団結力が増した。
- ・ 協定締結により総会など農業者が一堂に会する場が設けられ、集落の共通課題である雪対策について集落全体で話し合うことができ、集落内の計画的な除雪に有効である。
- ・ 一部集落では、地域の伝統行事の維持、学校生徒との交流等、地域の活性化が図られた。
- ・ 地域の歴史を改めて見直すことにより活性化が図られた。
- ・ 地域の伝統芸能や伝統文化の継承に取り組むことにより活性化が図られた。

6 総合評価結果

第一に、農業生産の最も基礎的な資源であり、食料の安定供給にとって重要な基盤となる農地の確保という面から、相当な規模で耕作放棄地の発生が防止されていることは大きな成果である。

第二に、本制度の活用を契機に、従来取組が遅れていた本県の中山間地域でも、新規作物の導入、共同利用機械の購入・活用、さらには、農産物加工や直売への取組が行われ、県内中山間の各地が大きく動き出したことは高く評価できる。

第三に、コミュニティ機能の活性化につながる、伝統芸能や祭りの復活・継承、学校との交流、景観に配慮した花きの植栽、グリーン・ツーリズムの取組など、多種多様な活動が各地で盛んに行われるようになり、中山間の集落機能を活性化させた意義は大きい。

この他、本制度の実施により、地域で暮らす喜び、生きがいがづくり、地域コミュニケーションの増大による連帯感の醸成など、数字では表しきれない部分での効果も認められることは、特筆すべきである。

次頁に続く

しかしながら、中山間地域等にとっては、依然として高齢化の進行や担い手不足など深刻な課題が存続しており、これらが本制度の取組そのものにも影響を与えかねない地域も出てきている。

今後、地域内住民だけで、これらの問題を解決することは、ますます困難となっていくことが想定されることから、地域外からも、新たな中山間地域の担い手やリーダーとなる人材を、本制度の活用により確保していく必要があると考えられる。

また、これらの新たな取組を実施するに当たって、これまで前面に出ることが少なかった女性の参画を進めることが重要であり、女性が参画しやすい環境づくりにより、より一層の成果が得られるように誘導していくことが求められている。

さらに、本制度の運用面で協定集落内の対象農地と非対象農地の不公平感や、中山間地域内の協定集落と周辺集落との間における耕作放棄地の偏りなどがあることから、これらを視野に入れることが必要と考えられる。

第3期対策となって、本制度は定着してきており、制度の継続を望む地域の声は大きなものがある。

本県としては、中山間地域が抱える諸問題の解決に当たり、「中山間地域等直接支払制度」が、平成27年度以降も大きな役割を果たしていくことを期待しており、制度の充実や改善を重ねながら、今後も継続していくことが適切であると評価するものである。

以上のことから、総合評価はBのおおむね評価できるとする。

【参考】 市町村における総合評価結果集計表

区分	総合評価の結果	市町村数
A	おおいに評価できる	7
B	おおむね評価できる	23
C	やや評価できる	1
D	さほど評価できない	0
E	ほとんど評価できない	0
F	全く評価できない	0
G	その他	0
合計		31

7 その他（第3期対策における特徴的な取組事例）

※ 別紙資料参照

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項

区 分	回答	理由
① 耕作放棄の防止	○	各対策を通じて、耕作放棄の防止がなされており、集落で農地を守るという意識が高まっている。
② 水路・農道の維持管理	○	各対策を通じて、適切な維持管理がなされており、主要な取組として継続されている。
③ 多面的機能の増進	○	周辺林地の下草刈など、多様に取り組みされており、国土保全機能や生態系保全などの効果が発揮されている。
④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成		
⑤ 高付加価値型農業		
⑥ 地場産農産物等の加工・販売		
⑦ 農業生産条件の強化		
⑧ 新規就農者の確保		
⑨ 認定農業者の育成		
⑩ 多様な担い手の確保		
⑪ 担い手への農地集積		
⑫ 担い手への農作業委託		
⑬ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備		
⑭ 効果等はなかった		
⑮ その他		

【参考】市町村回答の集計表（回答総数90）

区 分	回答数
① 耕作放棄の防止	28
② 水路・農道の維持管理	29
③ 多面的機能の増進	16
④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	2
⑤ 高付加価値型農業	0
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	0
⑦ 農業生産条件の強化	0
⑧ 新規就農者の確保	0
⑨ 認定農業者の育成	1
⑩ 多様な担い手の確保	0
⑪ 担い手への農地集積	1
⑫ 担い手への農作業委託	0
⑬ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	13
⑭ 効果等はなかった	0
⑮ その他	0

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項

区 分	回答	理由
① 農業者の意欲の向上	○	集落協定に参加することで、自分たちが農地を守っていくという意識が高まっており、集落内の結束が強くなっている。
② 農業収入の増加		
③ 後継者対策の推進		
④ 集落の人口の増加		
⑤ 女性の活動の活発化		
⑥ 高齢者の活動の活発化		
⑦ 子どもの活動の活発化		
⑧ 祭りなどの地域活動の活発化		
⑨ 集落内の話し合いの回数の増加	○	集落における話し合いの回数が増加しているとの回答が得られている。
⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	○	共同取組活動の参加人数が増加しているとの回答が得られている。
⑪ 鳥獣害対策の推進		
⑫ 他集落との連携の推進		
⑬ 都市農村交流の推進		
⑭ 変化等はなかった		
⑮ その他		

【参考】市町村回答の集計表（回答総数88）

区 分	回答数
① 農業者の意欲の向上	19
② 農業収入の増加	2
③ 後継者対策の推進	0
④ 集落の人口の増加	0
⑤ 女性の活動の活発化	5
⑥ 高齢者の活動の活発化	9
⑦ 子どもの活動の活発化	0
⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	4
⑨ 集落内の話し合いの回数の増加	22
⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	23
⑪ 鳥獣害対策の推進	0
⑫ 他集落との連携の推進	1
⑬ 都市農村交流の推進	1
⑭ 変化等はなかった	1
⑮ その他	1

- (3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題

区 分	回答	理由
① 高齢化の進行	○	本制度を実施しているが、高齢化の進行の解決には至っていないようである。
② 過疎化の進行		
③ 担い手の不在	○	高齢化の進行が、担い手の不足・不在に直結しており、何らかの対策が必要と感じている。
④ リーダーの不在	○	まず人材の確保が大切であるということから、何らかの対策が必要と感じている。
⑤ 営農組織の不在		
⑥ 農業収入の減少		
⑦ 野生鳥獣の被害		
⑧ 共同取組活動の衰退		
⑨ 集落内の話合いの回数の減少		
⑩ 農地の生産条件の不利		
⑪ 中山間地域の生活環境の改善		
⑫ 補助制度等の縮小及び廃止		
⑬ 行政との連携不足		
⑭ 課題等はない		
⑮ その他		

【参考】市町村回答の集計表（回答総数90）

区 分	回答数
① 高齢化の進行	29
② 過疎化の進行	10
③ 担い手の不在	18
④ リーダーの不在	10
⑤ 営農組織の不在	1
⑥ 農業収入の減少	7
⑦ 野生鳥獣の被害	3
⑧ 共同取組活動の衰退	3
⑨ 集落内の話合いの回数の減少	0
⑩ 農地の生産条件の不利	4
⑪ 中山間地域の生活環境の改善	0
⑫ 補助制度等の縮小及び廃止	4
⑬ 行政との連携不足	0
⑭ 課題等はない	0
⑮ その他	1

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する意見

本県では、本制度の第1期対策から第3期対策まで取り組んだ結果、本制度が地域に定着してきており、制度の継続に関する地元要望が高まっている。

しかし、集落内の高齢化が、より一層進行することから、制度の活用自体を危ぶむ声もあり、地域が抱える問題を、地域内の住民だけで解決することは、ますます困難となってきた。そこで、地域外から新たな中山間地域のリーダーや担い手となる人材を確保するため、例えば、中山間地域の活動に関心を寄せるNPO法人がコーディネーター役となることや建設業などの異業種が参入すること、地区外住民（特に都市住民）の支援を得ること、なによりも意欲あるUターン者やIターン者の転入を促進することなど、多角的な人材の育成に取り組むことが必要と考えている。

また、新たな取組を実施するに当たって、これまで前面に出ることが少なかった女性の参画を進めることが特に重要であり、女性が参画しやすい環境づくりをすることで、住民が楽しみながら、生き活きとした活動を展開し、より一層の成果が得られるよう、誘導していくことが必要と考えられる。

さらに、本制度の運用面で協定集落内の対象農地と非対象農地との間の不公平感や、中山間地域内の協定集落と周辺集落との間における耕作放棄地の偏りなども視野に入れながら、柔軟に対応していくことが必要と考えられる。

本県としては、中山間地域が抱える諸問題の解決のためには、「中山間地域等直接支払制度」が平成27年度以降も継続していくことが必須と考えているが、中山間地域ならではの高収入が得られる農林資源の開発や6次産業化の取組などにより、中山間地域における魅力ある産業育成こそが、地域の存続につながると考えており、本制度だけではなく、他の制度も活用した、多角的な視点に立った総合的な対策が必要と考えている。

【各種制度の活用により中山間地域を活性化している事例】

上小国集落（青森県東津軽郡外ヶ浜町）

～ほ場整備と法人化を契機とした高収益作物の導入と米粉加工品の開発・販売～

1 中山間地域等直接支払制度

(1) 第1期（H13～）耕作放棄地解消（そば等の作付け）

(2) 第2期（H17～）集落営農の体制整備

（H19 営農組合設立→H20 農事組合法人設立）

2 農業生産法人等育成緊急整備事業（H20～H24）

(1) 生産基盤の整備（未整備水田の整備）

(2) 農業生産法人の育成

3 農業生産法人等育成促進事業（H25～H26）による農地集積

4 農業用機械・施設の導入

(1) ビニールハウス設置、農機購入（H17～中山間地域等直接支払制度）

(2) コンバイン、トラクター、ロールベアラー

（H20～H21 担い手経営展開支援リース事業）

(3) 田植機、トラクター（H21 集落営農法人化等緊急整備推進事業）

(4) 米粉等加工施設（H22 経営体育成交付金） など